エアーツールの取扱い上の注意事項

エアーツールは取扱い保守点検の適否によって、その耐久性、性能、作業能率に著しい影響を与えます。
ツールの初期性能を長時間維持して頂くための次の事項に注意してご使用ください。

●エアーツールは通常ゲージ圧0.49～0.69MPa(5～7kgf/cm²)で使用されるよう設計製作されております。ツールが作動している間は、各機種ごと仕様欄の空気消費量を必要とします。したがって、コンプレッサの空気吐出量は、同時使用エアーツールの空気消費量の和より多くなければなりません。理想的には、配管ロス、圧力低下等を加味し、全消費量より20%程度は吐出量の多いコンプレッサを設備されることが望ましく、一般的にコンプレッサの吐出量1m³/minに対するエンジンの馬力は約10馬力です。余裕のある馬力のコンプレッサをお選び下さい。

●エアーツールを効率よく、しかも安全に使用して頂くために規定の圧力0.49～0.69MPa(5～7kgf/cm²)間の一定空気圧で使用してください。圧力が低いと性能を発揮できず、高圧で使用すると各部品の摩耗を早め故障の原因となるばかりでなく大変危険です。配管ライン中に、エアーフィルタ、減圧弁、ラインオイラを設置し、圧力等の管理を行ってください。

●エアーツールは微細な塵埃や砂石、ドレン等の混入が原因で作動不能等の現象をきたします。洗浄で乾燥したエアを供給するために給気ライン中にエアークリーナ、エアードライヤ、ドレンセパレータを設置し、クリーンなエアーを供給してください。

●エアーツールは、高速回転、高速打撃を行う精密機械です。給油をおこたると焼きつきが原因で能力低下や作動不能になる事もありますので、適切な給油をおこたらないよう心掛けてください。

機　種	適用場所	推奨潤滑油脂		給油方式	給油量・頻度	手さし給油の場合	手さし給油口
		分　類	グレード				
インパクトレンチ	エアーモータ部	添加タービン油	ISOVG32 相当品	配管路上にラインオイラを設置し給油	滴下量は1分間に5~10滴 (1~2cc)	約2ccを2回以上／1日	エアーインレット
エアードリル			ISOVG46 相当品			約2ccを3回以上／1日	
ジグソ	パルプ・ピストン等の摺動部				滴下量は1分間に10~15滴 (2~3cc)	約3ccを2回以上／1日	
エアーハンマ							
グラインダ ダブルアクションサンダ ポリッシャ ディスクサンダ オービタルサンダ	エアーモータ部						

※当カタログ記載商品の内、減速機部・クラッチ部への日常の給油は不要です。分解整備時にグリースを交換してください。　（注意）分解整備はサービス店で行ってください。

●エアーツールの各部品は精密加工されております。投げたり、落としたり、強い衝撃を与えたり乱暴な取扱いは決して行わないよう充分注意してください。
●塵埃や砂石等がツール内に絶対入らぬよう注意してください。
●規定サイズのエアーホースをご使用ください。規定ホース内径以下のものを使用すると流量が不足し性能が充分発揮できません。規定内径又はそれ以上のエアーホースをご使用ください。
●ツールを無負荷で高速運転させないでください。ツールの焼きつきや部品の早期摩耗の原因になります。

■コンプレッサの選択

（空気消費量×10）×使用台数≦コンプレッサ馬力

⚠ 注文時のご注意

コンプレッサーのホースカプラーの形状が **インガソルタイプ** か **トーヨータイプ** かを**指定して下さい。**

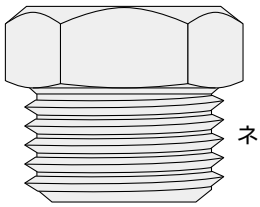

●インガソル型

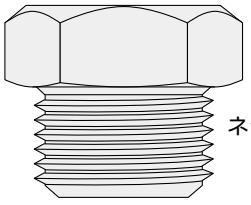

●トーヨー型

圧縮機の設置に関する法記

圧縮機の設置、使用開始に際しては、安全性や公害防止の見地から種々の法規に基き、定められた方法で顧客の皆さんに、設置の届出や許可、安全上の処置、あるいは定期的な自主検査が求められています。以下汎用圧縮機に適用される規制の概要について説明します。

労働安全衛生法に基づくもの

ボイラー及び圧力容器安全規則
（第2種圧力容器）

【設置・使用に際して】

使用中は次の事項を守らなければなりません。

圧力容器改造の禁止

第2種圧力容器明細書（原本）の保管（検査日より1年以後の再発行はできず、再検査となります。紛失の場合、使用・販売・譲渡が禁じられます）

安全弁の吐出し圧力の調整

圧力計は、最大目盛が最高使用出力の1.5～3倍で、最高使用圧力の位置に見易い表示があるものを使用する。

【法規概要】

最高使用圧力0.2MPa{2kgf/cm²}以上で内容量40ℓ以上の容器最高使用圧力0.2MPa{2kgf/cm²}以上で胴内径200mm以上でかつ胴長1,000mm以上の容器

年1回以上容器の定期自主検査を実施、記録を3年間保存する（記録用紙は取扱説明書に参考として記載してあります）。本体の掃除及び損傷の有無、ふたの取付ボトルの摩耗の有無、管および弁（止め弁、安全弁）の損傷の有無。

もし圧力容器が万一破損事故を起した時は、速やかに第2種圧力容器事故報告書を所轄の労働基準監督署に提出する。

【適用機種】

0.75kW以上、タンク40ℓ以上の全機種。

公害対策基本法に基づくもの

騒音規制法・振動規制法

【届出に必要な書類】

該当する圧縮機の設置に当っては、以下の内容を所轄の市町村の公害担当窓口を通じて都道府県知事に、設置工事の開始または変更の30日前までに届けなければなりません。

氏名（代表者名）または名称住所

工場または事業者の名称および所在地

＊上記2項目の変更の届出は変更後30日以内です。

特定施設の種類および能力ごとの台数

騒音（振動）の防止の方法

特定施設の配慮図、その他総理府令で定める書類

【法規概要】

法律では7.5kW以上の空気圧縮機が対象となっているが、指定地域、規則値など運用の判断が都道府県知事に委ねられているため、都道府県により規制の内容が異なりますのでご注意ください。

【設置・使用に際して】

使用中は次の事項を守らなければなりません。

工事または事業場の敷地内境界線上での騒音（振動）がその地域の規制値以下であること。

高圧ガス保安法に基づくもの

高圧ガス保安法（旧高圧ガス取締法）の改正

従来、常用圧力0.98MPa{10kgf/cm2}以上、1日30m3以上（24時間連続運転）使用して高圧ガスを製造（空気圧縮）するものは、取締法に基づく申請および許可が必要でしたが、高圧ガス取締法施行令（昭和26年政令第350条）の一部が次の通り改正されました。昭和62年7月7日、政令第256号により圧力4.9MPa〔50kgf/cm2G〕以下のエアコンプレッサ（圧縮装置）は出力に関係なく適用除外となり、またユーザーに義務づけられていた設置・使用に当っての書類の届出、申請は不要となりましたが、購入する前に各役所に確認願います。但し自主点検実施、第2種圧力容器明細書の保管義務は変りません。

【その他のエアコンプレッサ関連法規】

ボイラーおよび圧力容器安全規則（労働省令第33号）、騒音規制法・振動規制法については従来通りです。同ページをご参照ください。

快適に効率よく使うために

●設　置

コンプレッサは設置環境の良否により、寿命・性能に大きく影響され故障の原因となることがあります。

長く快適にご使用いただくために次の点にご注意ください。

①水平な場所を選び、保守・点検のために必要なスペースと明るさを確保してください。
また、冷却効果を得るために、壁から30cm以上離すようにしてください。

②雨の吸い込みや、湿気、塵埃が少なく風通しの良い場所を選んでください。

③室温が夏場でも40℃以下の所を選んでください。

④ガス、シンナーなどの雰囲気内、および引火物、爆発物のある場所は避けてください。
また換気についても十分な配慮が必要です。

■ISO8573-1による圧縮空気品質保証等級

等　級	最大粒子径（μm）	最大圧力露点（℃）	最大油分濃度（mg/m³）
1	0.1	−70	0.01
2	1	−40	0.1
3	5	−20	1
4	15	3	5
5	40	7	25
6	−	10	−

例えば、等級1.2.1とは

・最大粒子径 —— 0.1μm
・最大圧力露点 —— −40℃
・最大油分濃度 —— 0.01mg/m³

という等級を示します。

換算表・参考資料

（1）計量単位換算表

■長さ

m メートル	cm センチメートル	インチ 吋	スン 寸	シャク 尺	ケン 間
1	100	39.37	33	3.3	0.55
0.01	1	0.394	0.33	0.03	—
0.025	2.54	1	0.84	0.084	—
0.03	3.03	0.008	1	0.1	—
0.303	30.3	11.93	10	1	0.167
1.818	181.81	—	60	6	1

■面積

m^2 平方メートル	ツボ 坪
1	0.3
3.305	1

■トルク

N・m ニュートン・メートル	kgf・m キログラムエフ・メートル
1	0.102
9.807	1

■インチ（吋）

インチ（吋）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ミリメートル（mm）	25.4	50.8	76.2	101.6	127.0	152.4	177.8	203.2	228.6

（2）参考資料

1.キャブタイヤケーブル　1CTキャブタイヤ（4芯）　［公称断面積（mm^2）=スケア（sq）］

スケア	概算重量（Kg）			外径（約）（mm）	
	10m	50m	100m		
2.0	2.81	14.05	28.1	13.9	単三乾電池と同等
3.5	3.93	19.65	39.3	15.8	5分ホースと同等
5.5	5.25	26.25	52.5	17.4	
8.0	6.65	33.25	66.5	19.1	6分ホースと同等
14.0	11.00	55.00	110.0	24.0	10円硬貨と同等
22.0	17.10	85.50	171.0	29.9	
38.0	27.90	139.50	279.0	37.9	
60.0	40.50	202.50	405.0	44.8	
100.0	64.40	322.00	644.0	57.3	缶ビールと同等

2.ホース呼径　インチ（吋）の分数からミリメートル（mm）への換算表

インチ（吋）	分（ぶ）	mm
1/8吋・(0.125吋)	1分	3.175
1/4吋・(0.25　吋)	2分	6.35
3/8吋・(0.375吋)	3分	9.525
1/2吋・(0.5　吋)	4分	12.7
5/8吋・(0.625吋)	5分	15.875
3/4吋・(0.75　吋)	6分	19.05
7/8吋・(0.875吋)	7分	22.225
1吋・　(1吋)	8分	25.4

3.電源参考資料

	（出力）		（電流）		（出力）
単相100V	1KVA	=	10A	=	1.0Kw
単相200V	1KVA	=	5A	=	0.5Kw

	（出力）		（電流）
三相200V	1KVA	≒	4A

	（馬力）		（出力）
	1HP	≒	0.75Kw

4.メートル法概数換算表

●尺をメートルに…… 3倍して10で割る
●間をメートルに…… 1割引いて2倍する
●町をメートルに…… 1割加えて100倍する
●里をキロメートルに……3割加えて3倍する
●坪を平方メートルに…… 1割加えて3倍する
●ポンドをキログラムに…… 1割引いて2で割る
●グラムを匁に…… 4倍して15で割る
●キログラムを斤に……5倍して3で割る
●キロメートルをマイルに……5倍して8で割る
●升をリットルに……9倍して5で割る
●メートルを尺に…… 1割加えて3倍する
●メートルを間に…… 1割加えて2で割る
●メートルを町に…… 1割引いて100で割る
●キロメートルを里に……2分加えて4で割る
●平方メートルを坪に…… 1割引いて3で割る
●キログラムをポンドに…… 1割加えて2倍する
●貫をキログラムに…… 4で割って15倍する
●斤をキログラムに…… 5で割って3倍する
●リットルを升に……5倍して9で割る

●摂氏を華氏に…… 9/5×摂氏+32°
●華氏を摂氏に…… 5/9×(華氏−32°)

労働安全衛生法上の資格・選任等一覧表

作業等 ＼ 選任等の種別	資格・選任・指名等					
	免許証	技能講習修了	特別教育修了証	事業者の選任、指名、配置等		
1 クレーン・移動式クレーン・デリック運転業務	運転士 吊り上げ荷重5ｔ以上	運転者 吊り上げ荷重5ｔ以上の床上操作式クレーン。吊り上げ荷重1t以上5ｔ未満の小型移動式クレーン。	運転者 吊り上げ荷重5t未満のクレーン。吊り上げ荷重5t以上の跨線テルハ。吊り上げ荷重1t未満の移動式クレーン。	作業指揮者 ジブの組立、解体		合図者 運　転
2 巻上げ機			運転者			
3 建設用リフト運転業務			運転者	作業指揮者 組立、解体		合図者
4 玉掛業務		作業者 吊り上げ荷重1ｔ以上	作業者 吊り上げ荷重1ｔ未満		責任者	合図者
5 コンクリート造の工作物の解体等の作業（解体、破壊）		作業主任者 高さ5M以上		作業指揮者 墜落防止作業 （主任者選任作業を除く）	監視人 物体投下(3m以上)	
6 第1種酸素欠乏危険作業 （第2種酸素欠乏危険作業以外の酸欠危険作業）		第1種酸素欠乏危険作業主任者	作業者	監視人 作業の状態(常時)	測定者 酸素過剰	指揮者
6 第2種酸素欠乏危険作業 （硫化水素危険場所）		第2種酸素欠乏危険作業主任者				
7 有機溶剤作業		作業主任者	作業者 特別教育に準じる教育			
8 特定紛じん作業			作業者			
9 アーク溶接業務			作業者			
10 研削といし試運転業務			作業者			
11 電気取扱業務			電気取扱者 特別高圧、高圧、低圧	作業指揮者	監視人 停電、特高圧近接、架空近接	
12 木材加工用機械作業 （丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤、かんな盤、ルーターは5台以上、自動送材車式帯のこ盤を含む場合は3台以上）		作業主任者				
13 コンクリート破砕器作業		作業主任者				

※2巻上げ機とは、弊社保有商品では、ベビーマイティ、マイティプラーがこれにあたる。
　また、電気チェーンブロック、電動ホイスト、ベビーホイスト、エアチェーンブロックは巻き上げ機には含まれない。

株式会社アールアンドアール営業所案内地図

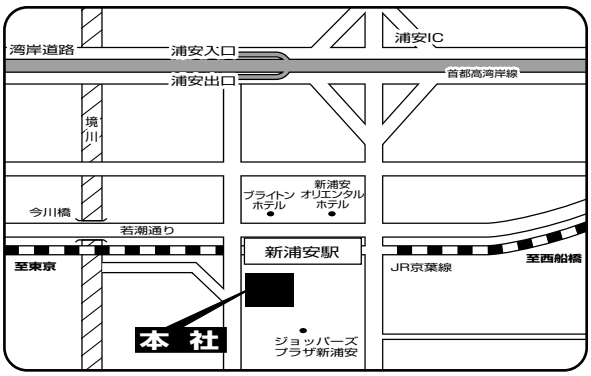

[本社]

交通方法/●高速道路（車）首都高湾岸線浦安出口より10分
●電車　JR京葉線新浦安駅より徒歩0分

〒279-0012 千葉県浦安市入船1-5-2
NBF新浦安タワー7階
☎ 047-316-4688
FAX 047-316-8700
メールアドレス　r-honsha@r-rental.co.jp

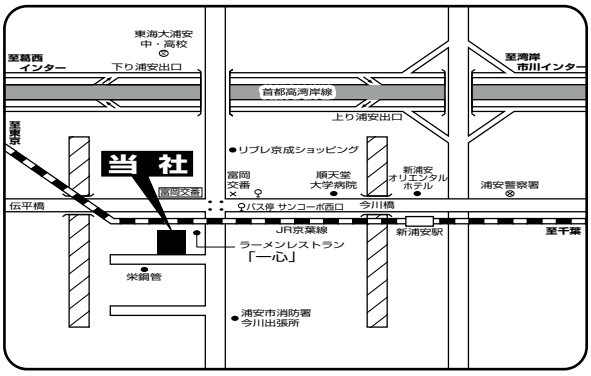

[東京営業所]

交通方法/●高速道路（車）首都高湾岸線浦安出口より5分
●電車・バス（徒歩）JR京葉線新浦安駅より　東京ベイシティバス
舞浜駅行・東京ディズニーランド行　サンコーポ西口下車徒歩5分

〒279-0025 千葉県浦安市鉄鋼通り1-1-2
☎ 047-305-7500
FAX 047-305-6555
メールアドレス　tokyo@r-rental.co.jp

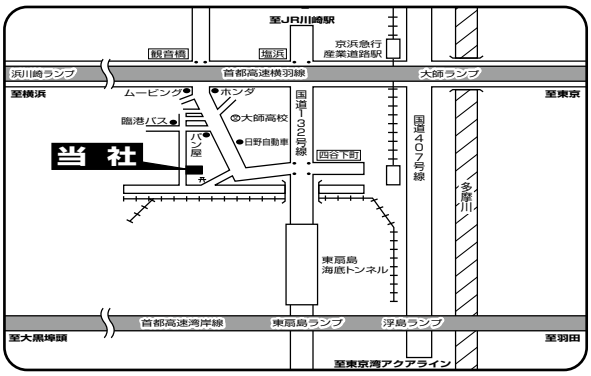

[神奈川営業所]

交通方法/●高速道路（車）首都高速横羽線（下り）大　師ランプより10分
首都高速横羽線（上り）浜川崎ランプより10分
首都高速湾岸線（下り）東扇島ランプより15分
首都高速湾岸線　浮　島ランプより10分
●電車・バス（徒歩）JR川崎駅より　臨港バス塩浜営業所行
終点より徒歩5分

〒210-0826 神奈川県川崎市川崎区塩浜2-7-17
☎ 044-266-1003
FAX 044-266-7012
メールアドレス　kanagawa@r-rental.co.jp

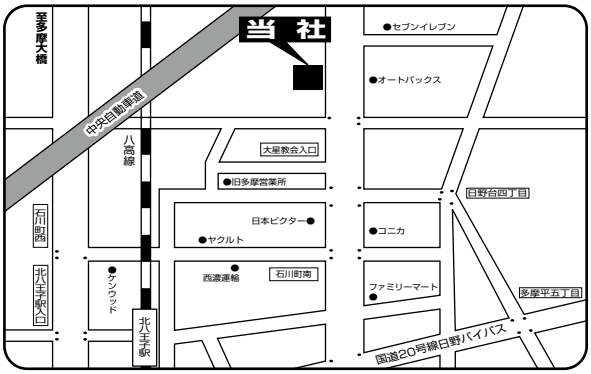

[多摩営業所]

交通方法/●高速道路（車）中央高速道路　八王子インター第一出口より20分
●電車・バス（徒歩）JR八高線　北八王子駅より徒歩18　分

〒192-0032 東京都八王子市石川町930-1
☎ 042-660-1708
FAX 042-645-3032
メールアドレス　tama@r-rental.co.jp

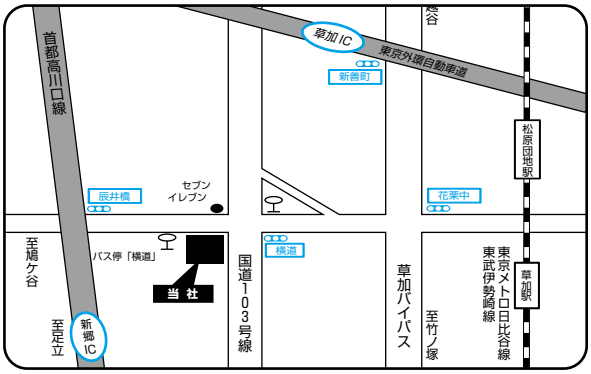

[埼玉営業所]

交通方法/
●高速道路（車）
首都高川口線　新郷出口より5分
東京外環自動車道　草加出口より5分
●電車・バス（徒歩）　東京メトロ日比谷線・東武伊勢崎線　草加駅から
東武バス川口駅行き乗車「横道」下車徒歩1分

〒334-0056 埼玉県川口市峯483-1
☎ 048-291-5101
FAX 048-291-5108
メールアドレス

株式会社アールアンドアール営業所案内地図

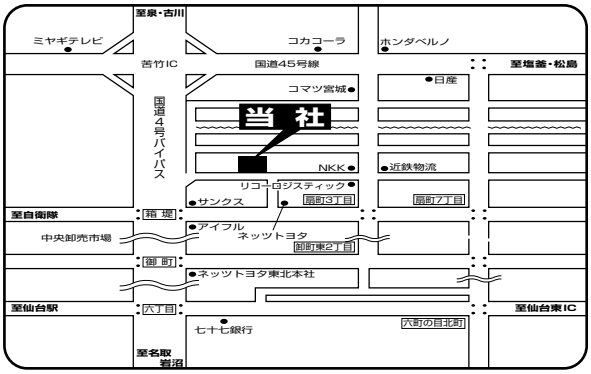

[東北営業所]

交通方法/●高速道路（車）仙台南部道路　仙台東出口より5分
●電車・バス（徒歩）JR仙台駅より　仙台市営バス鶴巻小学校行
自動車団地入口下車徒歩3分

〒983-0034 宮城県仙台市宮城野区扇町3-4-39
☎ 022-238-5575
FAX 022-238-5605
メールアドレス　tohoku@r-rental.co.jp

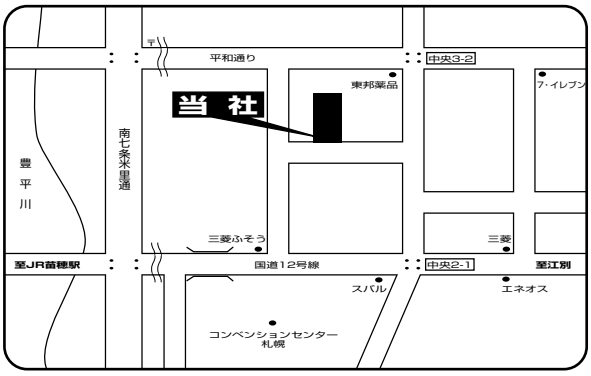

[札幌営業所]

交通方法/
●高速道路（車）札樽自動車道　雁来インターより12分
●電車・バス（徒歩）JRバス　中央1条1丁目より徒歩5分

〒003-0012 北海道札幌市白石区中央2条1-6-38
☎ 011-832-8007
FAX 011-832-8008
メールアドレス　sapporo@r-rental.co.jp

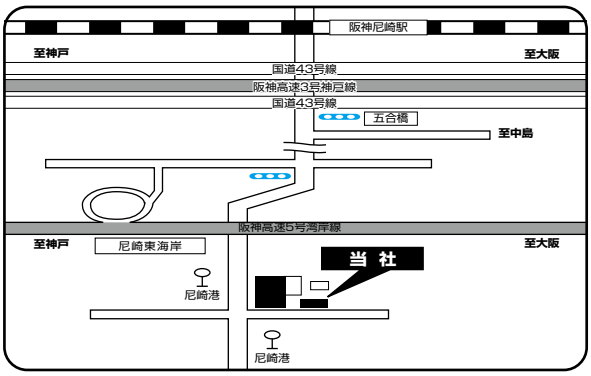

[大阪営業所]

交通方法/
●高速道路（車）
阪神高速3号神戸線（上り）尼崎東出口より5分　阪神高速3号神戸線（下り）尼崎西出口より5分
阪神高速5号湾岸線（上り）尼崎東海岸出口より1分　阪神高速5号湾岸線（下り）中島出口より3分
●電車・バス（徒歩）阪神電車尼崎駅より
尼崎市営バス70系統クリンセンタ第2工場行　尼崎港下車 徒歩2分

〒660-0843 兵庫県尼崎市東海岸町20-1
☎ 06-6409-1700
FAX 06-6409-1710
メールアドレス　osaka@r-rental.co.jp

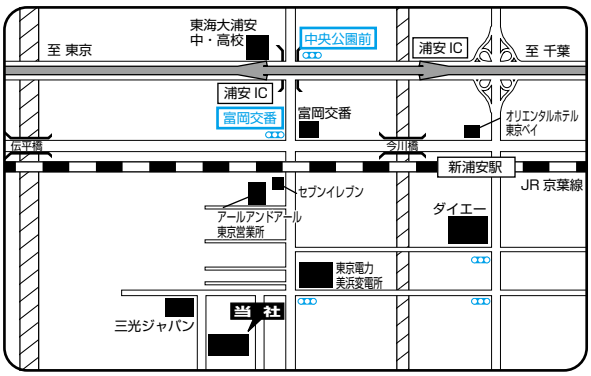

[サービスセンター
（営業開発課・関東ブロック倉庫 併設)]

交通方法/
●高速道路（車）
首都高湾岸線浦安出口より7分

〒279-0024 千葉県浦安市港49
☎ 047-306-3210
FAX 047-352-6115
メールアドレス

発注依頼書

(株) アールアンドアール行

- □ 東京営業所 FAX 047−305−6555
- □ 神奈川営業所 FAX 044−266−7012
- □ 東北営業所 FAX 022−238−5605
- □ 多摩営業所 FAX 042−645−3032
- □ 札幌営業所 FAX 011−832−8008
- □ 大阪営業所 FAX 06−6409−1710
- □ 埼玉営業所 FAX 048−291−5108
- □ 営業開発課 FAX 047−352−6115

発信　　年　月　日　時　分

下記の該当事項を
○で囲んで下さい

出庫	返却
販売	

発注者	■会社名・営業所名	
	■TEL　　—　　—	■担当者氏名

顧客名	様	現場名		担当者	TEL
住所(営業所)・(現場)					

商品	型式・仕様	台数	単価	予定期間	付属品	備考

使用開始日 終了予定日	年　月　日～　年　月　日迄
運送方法	発注者(　　)・R&R(　　)
1.引取日 2.発送到着	AM 年　月　日 PM　：　頃
1.返却日 2.返却発送日	年　月　日　便

■連絡事項

R&R処理欄			
係		No.	

※ご注文はFAXにてお願いします。

発注依頼書

※コピーしてお使い下さい。

補償内容のご案内

当社のレンタル機には、下記の補償制度を設けております。

1．　総合賠償責任補償・・・対人賠償、対物賠償

お客様が弊社のレンタル機を使用して業務を遂行中、偶然な事故により第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償する制度です。
お客様の操作ミスが原因による第三者への賠償事故の補償

1　対人事故・・・1名　1億円限度／1事故　2億円限度
2　対物事故・・・1事故　2,000万円限度

2．　動産総合補償・・・お客様のご要望により別途加入（有料）／盗難、全損又は部分損の補償

レンタル商品の盗難や偶然な事故による損害を補償します。

1　盗難事故・・・レンタル商品の補償
2　破損事故・・・レンタル商品の修理費用補填
3　水災事故・・・レンタル商品の水害補償

1～3の個別乗率で加入
又は組合せ加入が可能です。

お客様のご要望にお応えする補償制度を新設いたしました。

ユーザー様より依頼された物件・・・動産総合補償の加入が可能です。
・・・補償料としての加入分を初回一括で申し受けます。
・・・当社の責任外事由での入替えで管理番号が異なる場合は
別途加入となり補償料を一括で申し受けます。
・・・物件別補償料金となりますので担当店にご確認下さい。
詳細は当社営業所にお問い合わせ下さい。

諸条件

1.補償対象となる物件は当社管理番号の特定が必要になります。
補償制度ご加入の際は都度の申込みが必要となります。
2.紛失、滅失、故障（消耗及び操作方法の誤り）の場合は補償適用できません。
3.破損、盗難の場合のみ補償を適用できます。（但し保険会社の査定が前提条件）
盗難された場合、所轄警察署への届出とその受理番号が必要となります。
4.補償適用の場合、1事故につき別途免責金額がお客様のご負担となります。
5.その他ご不明の場合は、当社担当営業所までお問い合わせ下さい。

補償料について

補償制度へご加入頂くにあたり、お客様には補償料をご負担頂いております。
お客様の「安全と安心」を優先した制度です。
ご理解とご協力の程よろしくお願いします。

もし事故が起こったら・・・

1．人身事故の場合は、被害者の救護を優先して頂き、次の事項をご確認下さい。
被害者の　1.会社名　2.氏名　3.連絡先電話番号　4.担当者名
5.警察署へ〔人身事故である〕の旨の届出を必ず行ってください。

2．盗難事故の場合は、警察署への届け〔盗難事故〕を出してください。
後日警察署の「受理番号」が適用条件となります。

3．弊社への報告
P.249 の事故発生報告書（コピーしてお使いください）の「お客様（当事者）記入欄」に必要事項を記入して頂き、弊社担当営業所に第一報としてファックスして下さい。弊社への事故報告が遅くなり、事故発生日から経過日数により補償制度が適用出来ない場合があります。

〔注〕 事故処理をスムーズに行い早期解決のために後日、弊社より書類等の提出をお願いした場合は、速やかに提出して下さいますようお願い致します。
また事故の内容によっては、保険会社の査定によりお支払いできない場合もございます。

事故発生報告書

事故発生報告書 No.　　－　　（　　）

事故種類 ： 対人　対物　盗難　その他（　　）（○印を記入）

お客様（当事者）記入欄

太線内を記入願います。

事 故 日　　年　　月　　日（ ）曜日　事故発生住所

AM PM　　時　　分頃

会 社 名　　TEL

現 場 名

機械・型式機番

事故状況	状況図
…… …… …… …… …… …… …… …… …… …… …… …… ……	

人身	病院名		ケガ状況	TEL	- -
			ケガ状況	TEL	- -

お客様（フレンド）記入欄

会 社 名　　営業所名　　担当者名

T E L　　F A X　　報 告 日

R&R 記入欄

（営業所にて必ず記入願います）　　営業所　　担当

商品コード　　機種名　　管理番号

機械	修理工場名		TEL	- -	担当者名
	破 損 内 容		移動開始日	／	概算金額

	部　長	管理担当	所　長
チェック欄			

メモ欄

メモ欄